

# 平成29年度大田区職員（歯科衛生）採用選考案内

平成29年10月2日  
大田区

この採用選考は、平成30年4月1日以降の大田区職員（歯科衛生）の採用予定者を決定するために実施するものです。

## 1 採用職種・採用区分・採用予定数・勤務場所

職種	採用区分	採用予定数	勤務場所
歯科衛生	Ⅱ類	若干名	各地域健康課等

## 2 職務内容

歯科衛生業務等

## 3 受験資格

次の要件をすべて満たす方

① 国籍を問わず、昭和53年4月2日以降に生まれた方

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

② 歯科衛生士の免許を有し、次のいずれかに該当する方

- ・平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則により指定を受けた修業年限3年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方
- ・上記の改正前の規則により指定を受けていた修業年限2年以上の歯科衛生士養成施設を卒業した方

（平成30年3月31日までに資格を取得し、都道府県知事の登録を受ける見込みの方を含む）

③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方（3ページ参照）

④ 現に大田区の常勤職員でない方

## 4 採用予定日

平成30年4月1日以降

## 5 選考日、選考方法等

### (1) 第一次選考

選考日	平成29年11月19日(日)	
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)	
選考方法	作文試験	800~1,000字程度(課題式)90分
合格発表	平成29年12月上旬予定 ※ 合否に関わらず、第一次選考受験者全員に郵送で通知します。	

### (2) 第二次選考(第一次選考合格者を対象に実施)

選考日	平成29年12月中旬予定	
場所	大田区役所(大田区蒲田5-13-14)	
選考方法	個別面接	
合格発表	平成29年12月下旬予定 ※ 合否に関わらず、第二次選考受験者全員に郵送で通知します。	

## 6 申込方法

次の書類を用意の上、下記申込先へ郵送または持参してください。

(1) 採用選考申込書

(2) **82円切手を貼った**返信用封筒[長形3号サイズにご自分の住所・氏名を記載]

	郵送	持参
申込方法	封筒の表面に「 <u>歯科衛生選考申込</u> 」 と朱書し、 <u>簡易書留により郵送</u> して ください。簡易書留によらないもの の事故については責任を負いませ ん。	下記申込先の窓口にてお申し込 みください。
申込期間	平成29年10月2日(月)から 平成29年10月27日(金)まで	平成29年10月2日(月)から 平成29年10月27日(金)まで ※受付は土・日・祝日を除く。
	期間内の消印有効	午前8時30分から 午後5時15分まで
申込先	〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区総務部人事課人事担当(大田区役所5階)	

## 7 受験票の交付

申込期間終了後、提出された返信用封筒にて受験票を発送します。受験票には、**必ず写真を貼って試験当日に持参**してください。また、平成29年11月13日（月）までに届かない場合は、問合先までご連絡ください。

## 8 勤務条件等

### (1) 給与等（平成29年4月1日現在）

採用区分	初任給	各種手当
Ⅱ類	約 201,100 円（短大3卒） 約 194,300 円（短大2卒） （地域手当含む）	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等

※ 「短大3卒」の区分の適用は、平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正後の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所を卒業した者に限ります。

※ 職務経験等があれば、初任給に一定の基準により加算されます。

※ 採用までに条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

### (2) 勤務時間等

勤務日	週休日は原則日曜日及び土曜日です。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日実働7時間45分、週あたり38時間45分です。
休暇	1年度につき20日の年次有給休暇のほか、夏季、慶弔、妊娠出産等の休暇があります。

### 【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

# 大田区役所案内図

JR京浜東北線

東急多摩川線・池上線

「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線

「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



## 《申込・問合せ先》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区総務部人事課人事担当（本庁舎5階北側16番窓口）

電話 5744-1152 FAX 5744-1507

HP アドレス <http://www.city.ota.tokyo.jp/>